



平成 20 年 11 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 桑山
代表者名 代表取締役社長 相原信雄
(J A S D A Q ・ コード 7 8 8 9)
問合せ先 経営企画部長 立道穂高
電 話 (03) 3835 - 7231 (代表)

当社元従業員による不正行為に関する調査結果のお知らせ

平成 20 年 10 月 24 日付にてお知らせ致しました当社元従業員の不正行為に関し、当社調査委員会による厳正な事実関係の検証によってほぼ全容が解明し、その調査結果が報告されましたので、本日取締役会において、調査委員会の報告を承認するとともに、役員及び関係者の処分、再発防止策を承認致しましたのでご報告いたします。

この度の不正行為事件に関しましては、株主および投資家の皆様はじめ関係各位には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1. 本件の判明した経緯の概要

本件は、本年 9 月 3 日本人の自供により、発覚致しました。自己のギャンブル等の遊興費や借金の返済に充てるため、横領したという供述がありました。直ちに調査委員会を編成し関係部署の実地棚卸を実施した結果、不明総額が約 65 百万円であることが判明致しました。

- (1) 本人の供述により平成 14 年頃より、平成 20 年 8 月頃までの間に、当社の得意先に対し数十回にわたり 35 百万円相当のダイヤルース(裸石)を会社に無断で現金販売し、その販売代金を着服して、自己のギャンブル(競馬)等の遊興費や、服飾品の購入、個人的な飲食費、個人の借金の返済など、自己の私的用途に使用する目的で横領していました。また、この不正行為が定期的棚卸時に露見することを回避する目的で、課長職という立場を利用し、他の社員に該当在庫にかかわる棚卸作業に従事させず、本人が行うことで発覚を逃れる工作を行いました。
- (2) 同じく平成 14 年頃より平成 20 年 8 月頃までの間、数十回にわたり、本人の販売成績の不良を隠蔽するため、販売実績を上げることを目的に、実際に販売した数量より少ない販売個数を申告することにより虚偽の利益を報告し、その差額の個数分である総額 28 百万円を超える棚卸在庫の損害を出していました。かつ、棚卸時には(1)と同様の方法で棚卸数量の不足を隠蔽し、不正行為の発覚を逃れる工作を行いました。

2. 調査体制及び調査方法と具体的内容

(1) 調査体制

本人の自供後、直ちに調査委員会を設置し総務部長を事務局長として調査担当を決め、総務部1名、経営企画部1名、担当部門4名を指名して調査チームを編成し、それぞれ調査、対応に当たりました。

(2) 調査方法

実地棚卸の実施 所属部署の実地棚卸を直ちに実施し、データ上の在庫と現物の数量をつけ合わせした結果、不明が約65百万円あるということが判明致しました。

本人への事情聴取 手口は判明しましたが、販売した伝票の控えがほとんどなく、不明商品の販売年月の付き合わせに困難を要していましたが、過去の伝票は売上関係の書類保存庫に入れたと供述があり、保存書類を保管先へ調査に出向き該当売上伝票の一部を発見致しました。

その後、売上伝票と本人の記憶の範囲で販売時期、使用在庫と金額の特定のため調査を行いました。販売伝票に数量、総重量、金額の記載した物のみであったため、販売した商品の特定に至らず、年度別の損害額が確定出来ませんでした。

また、販売先へ出向き事情を説明し、納品した伝票の有無を確認したところ、ほぼ揃っていることが判明し調査した結果、伝票の不備により販売し着服した金額が47百万と判明したに留まり、販売年度の特定には至りませんでした。

刑事告訴及び民事訴訟について 当社顧問弁護士へ業務上横領の刑事告訴の相談をし、業務上横領に当たる旨回答を得ており、準備が整い次第刑事告訴する予定です。

3. 財務諸表への影響額

今般の調査結果に対し、不正販売した商品及び販売した年度が特定出来ない旨監査法人に報告し、協議の結果、平成20年11月11日付「当社元従業員の不正行為に係る業績修正の影響についてのお知らせ」で情報開示いたしましたとおり、今年度に一括計上することと致しました。

4. 組織的関与等

共犯の可能性について慎重に調査致しましたが、本人の供述と着服した代金と使用用途内容については、概ね金額が合致するため共犯の可能性はないと判断致しました。被害範囲も、現在特定した内容以外の被害の有無を調査致しましたが、10月3日の全社棚卸結果でも追加被害と疑われる不明結果は出ておらず、現在特定した範囲以上には及ばないと判断致しました。

5. 関係者の処分と経営責任

今般の不正行為を厳粛に受け止め、役員をはじめ関係者の責任を明確にするため、以下の処分を実施致しました。

代表取締役会長 報酬月額の 20%減額を 3 か月

代表取締役社長 報酬月額の 30%減額を 3 か月

専務取締役 報酬月額の 10%減額を 3 か月

関係部署の所属長等につきましては、その責任内容に応じ、社内規程に従って厳重な処分を決定致しました。

6. 再発防止策、改善策

(1) コンプライアンス再徹底

当社は、内部統制システムを構築し、「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応するなかで、このような不正行為が発覚したことを重く受け止め、今後このようなことがないよう再発防止に向け、以下のとおり実施してまいります。

倫理・コンプライアンス委員会の監視強化

当社代表取締役を委員長とする倫理・コンプライアンス委員会による推進体制を強化します。

社内教育、内部管理体制の強化

法令遵守のための教育並びに内部管理体制の見直しを図り、社内業務全般の徹底的な見直しを最重要施策と位置付け、再発防止に努めてまいります。

(2) 実地棚卸の厳格化

四半期ごとに実地棚卸を実施しておりますが、棚卸作業を管理部門中心に担当部門と別の部門で実施することと定め、不正防止に努めます。

(3) 内部監査の強化

内部監査については、従来年に 1 度の定期監査と必要に応じ臨時監査を実施していましたが、本社関係は年 2 回実施することとし、本社以外の各拠点では定期的な監査に加え必要に応じて抜き打ち的に実施し、監査機能の強化を図り不正防止に努めます。

(4) 内部通報制度に制定

社内の情報に社員の投書用に目安箱を設置していましたが、これに加え、社内通報制度を制定し、社長及び顧問弁護士に通報窓口を設置、通報者の地位を保全し、不正情報を通報しやすい制度を制定いたしました。

(5)定期的な人事ローテーション

従来、専門分野には長年にわたり同じ業務を続けていたという固定的な人事配置となっていましたが、今後は定期的な人事異動を行います。

以 上